

令和 7 年度新座市乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）実施事業者
募集要項

2025（令和 7）年 6 月
新座市こども未来部保育課

1 募集目的

令和８年度から新たな給付制度として創設される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の提供体制を整備するに当たり、本市では令和７年度から本事業を実施する※ため、実施事業者の募集を行う。

※令和７年度に限り地域子ども・子育て支援事業として実施する。

2 事業開始日

令和７年１０月１日から

※令和７年１０月１日の事業開始が困難な場合は、実施体制が整い次第の事業開始を可能とする。

3 事業対象施設

市内に所在する保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業）、幼稚園、認可外保育施設（指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設）

4 応募要件

応募の際は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 応募時点において、「３ 事業対象施設」のいずれかの施設を運営するもの
- (2) 事業開始日までに実施体制が整っていること
- (3) 明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障すること
- (4) 本事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力を有し、継続的に安定した事業運営ができること

5 事業内容

- (1) 対象となるこども

以下の要件を全て満たすこどもとする。

ア ０歳６か月から満３歳未満であること

イ 保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通園していないこと

ウ 新座市に住民登録があること

- (2) 利用時間

こども１人当たり月１０時間の利用を限度とする。

- (3) 利用方法

定期利用（定期的な利用方法）若しくは柔軟利用（定期的でない柔軟な利用方法）又は定期利用と柔軟利用の組合せを選択して実施する。

(4) 利用定員

本事業を実施するために、0歳児、1歳児及び2歳児ごとに定員（1回の利用可能枠で同時に預かることができる最大人数）を設定する。

なお、施設の状況により、受入年齢を限定することを可能とする。

(5) 実施方式

ア 一般型（在園児合同）

施設の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と合同で預かる方法

イ 一般型（専用室独立実施）

施設の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と別の専用スペースを設けて預かる方法

ウ 余裕活用型

施設の定員に達していない場合に、定員の範囲内で在園児と合同で預かる方法（ただし、保育所、認定こども園、地域型保育事業所〈小規模保育事業、家庭的保育事業〉のみ実施可能）

(6) 開所時間等

開所日及び開所時間は、事業者において定めることとするが、原則として、以下のとおり設定する。

ア 週に1日以上かつ月に10時間以上の利用可能枠を確保すること

イ こども一人につき1回の利用可能時間が、連続した2時間以上となるよう設定すること

ウ 午前の時間帯のみ、又は午後の時間帯のみの提供を可能とする

エ 30分単位での時間設定を可能とする

(7) 利用料（保護者負担）

利用料については、事業者において定めることとするが、原則として、以下のとおり取り扱う。

ア こども一人1時間当たり300円程度を標準とし、事業者が利用料を定めて、施設が保護者から徴収すること

イ 次の表に掲げた区分に応じた金額を利用料から減免すること

区 分	金 額
生活保護世帯	1時間 300円
市民税非課税世帯	1時間 240円
市民税所得割合算額が77,100円未満の世帯	1時間 210円
要支援家庭のこども	1時間 150円

※要支援家庭のこどもとは、要保護児童対策協議会に登録された要支援

児童及び要保護児童のいる世帯、市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、本事業に係る利用料を減免することが適当であると市が認めることとする。

ウ 利用料金に加えて、給食費・おやつ代等の実費相当額については、事業者が定めて、あらかじめ保護者の同意を得た上で徴収すること

(8) 利用キャンセルがあった場合

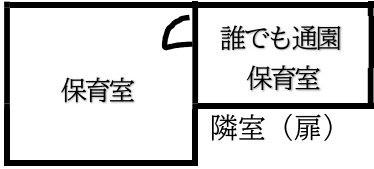
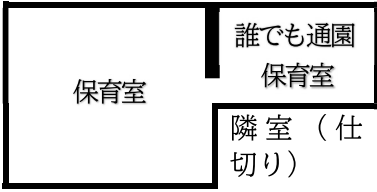
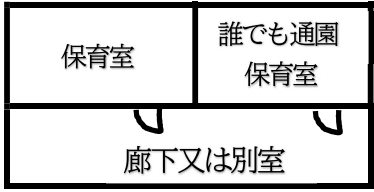
市が定めるキャンセルポリシーに則り適切に対応する。

(9) 職員配置及び設備基準

「新座市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守する。

【基準の概要】

ア 一般型

項 目	基 準
職員配置	【0歳児】3人につき1人配置 【1・2歳児】6人につき1人配置 ・保育従事者（保育士、子育て支援員等※）を配置し、そのうち保育士を半数以上とする。 ・保育従事者は2人を下ることはできない。 ・ただし、本体施設と<u>一体的に運営</u>されており、以下の例外①又は例外②の条件を全て満たす場合は、保育従事者を1人とすることができる。 <例外①> ・本体施設の保育士による支援がある。 ・本体施設の在園児と<u>同室又は直接行き来できる隣室</u>で実施する。 ・本事業の保育従事者が<u>保育士</u>である。 <例外②> ・本体施設の保育士による支援がある。 ・本体施設の在園児と<u>同室</u>で実施する。 ・本事業を利用する乳幼児の人数が<u>3人以下</u>である。 ・例外②では、本事業の保育従事者は保育士に限らない。 【一体的に運営】イメージ①  イメージ②  イメージ③  【対象外】 

設 備	【乳児室】 0・1歳児1人につき1.65㎡以上 【ほふく室】 0・1歳児1人につき3.3㎡以上 【保育室または遊戯室】 2歳児1人につき1.98㎡以上 ・ 便所、ほか乳児等通園支援事業の実施に必要な用具を備えること ＜留意事項＞ ・ 在園児と同室で実施する場合は、本体施設の保育室等の面積を本事業で必要となる保育室等の面積として重複認可することはできないため、本体施設の認可変更（本体施設における保育室等の面積の減少）が必要となる。この場合、通常保育における弾力運用による受入れへの影響を考慮すること。
--------	---

※ 「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づく基本研修及び「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者、又は子育ての知識と経験及び熱意を有し、家庭的保育事業ガイドラインに定める基礎研修若しくはこれと同等の研修を修了した者

イ 余裕活用型

項 目	基 準
職 員 配 置	本体施設ごとの設備及び運営に関する基準に定める配置基準により、在園することと及び本事業を利用することとを合わせた人数に応じ算出した従事者数
設 備	本体施設ごとの設備及び運営に関する基準に定める設備基準のとおり

(10) こどもの受入れに当たっての留意点

ア 事前面談

初めて利用する事業所では、初回利用の前に、保護者と事前の面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握する。

イ 親子通園

慣れるまでに時間が掛かるこどもに対する対策として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意する。

ウ 指導計画と記録

利用児童の育ちに関する長期的な見通しをもった全体的な計画及び一人一人のこどもの実態に応じた指導計画を作成する。また、日々の保育の状況を記録する。

エ 配慮が必要な児童等の受入れ

障がい児、医療的ケアを必要とするこども、配慮が必要な児童やその保護者が本事業を円滑に利用できるよう提供体制の整備に努める。利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、保育課に報告するとともに、関係機関と

の連携に努める。

オ 損害賠償

本事業の利用中に賠償すべき事故が発生した場合には、事業者は速やかに損害賠償を行う（損害賠償保険の加入を検討すること）。

(11) こども誰でも通園制度総合支援システム

本事業の実施に当たっては、国のこども誰でも通園制度総合支援システム（以下「総合支援システム」という。）を用いて、利用者の面談及び利用の予約管理、利用実績の記録等を行う。なお、総合支援システムの利用については、市から本事業の実施認可を受けた事業者へ案内する。

(12) その他

その他、本事業の実施に当たり、本要項に定めがない事項については、事業の趣旨目的を理解し、適切に事業を実施するため、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和6年12月26日、こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会）、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施要綱」、「新座市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に準じるものとする。

6 補助金

(1) 次の表に掲げた区分に応じた補助額を市から事業者に補助する。

区 分		補 助 額 (こども一人1時間当たり)
単 価	0歳児	1,300円
	1歳児	1,100円
	2歳児	900円
加 算	障がい児加算	400円
	要支援家庭のこども加算	400円
	医療的ケア児加算	2,400円
減 免	5(7)イに基づく利用料の減免	左記減免分

※障がい児とは、市が認める障がい児とし、障がい児を証明する書類の写し（特別児童扶養手当受給者証、身体障がい者手帳、療育手帳、医師又は児童相談所の心理判定員から障がい児と診断された診断書、市障がい者福祉課が発行した通所受給者証）をもって確認を行うものとする。

※医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着しているこどもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にあるこどもであると市が認めたこどもとする。

※要支援家庭のこどもとは、5(7)イの要支援家庭のこどもと同じ。

(2) 30分単位の利用可能枠を設定する場合は、1時間当たりの補助額に1/2を乗じて算出する。

(3) 今年度は、事業開始前（令和7年9月を目途）に補助の交付決定を行い、その後、年度末に実績に応じて補助金の支払いを行うものとする。

なお、来年度以降は、新たな給付制度として支払いを行う予定である。

7 応募方法

応募を行う事業者は、以下のとおり応募書類の提出を行うものとする。

(1) 提出書類

別紙「乳児等通園支援事業に係る認可申請の提出書類一覧」のとおりに

(2) 提出期間

令和7年6月4日(水)から令和7年7月4日(金)まで

(3) 問合せ・提出場所

新座市こども未来部保育課運営支援係

住 所：〒352-8623 新座市野火止1-1-1

電 話：048-477-6344

電子メール：hoiku@city.niiza.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送にて1部提出する。

あわせて、上記のメールアドレス宛てにデータを提出する。

8 スケジュール

スケジュールは以下のとおりとする。

内 容	日 程	備 考
事業者募集開始	令和7年 6月4日(水)	
// 締切り	7月4日(金)	
新座市子ども・子育て 会議	7月25日(金)	・市が認可審査に当たり意見を 聴取する。
事業実施認可	7月下旬頃	
初回利用者の面談	8月から随時	
利用予約の受付	9月から随時	
こどもの預かり開始	10月1日(水)	

9 その他留意事項

(1) 申請に係る一切の費用については、全て申請者の負担とする。

- (2) 申請内容は、市との協議により、内容の変更を求める場合がある。
- (3) 本事業の業務の全部を第三者に委託することは禁止する。
- (4) 以下に該当する場合は、応募が無効または失格となる。
 - ア 本募集要項に適合していない場合
 - イ 認可申請書類等に重大な不備や虚偽の記載があった場合
 - ウ その他不正行為等があった場合
- (5) その他、本募集要項に定めのない事項については、市において定める。

10 参考資料

- 【資料１】新座市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例
- 【資料２】乳児等通園支援事業 運営規程（ひな形）
- 【資料３】乳児等通園支援事業 重要事項説明書（ひな形）
- 【資料４】避難・消防計画（ひな形）
- 【資料５】安全計画（ひな形）
- 【資料６】保育所等と一体的に乳児等通園支援事業を運営する場合の職員配
置イメージ(例)